

Title	西ドイツにおける都市発生の段階規定論争(下):C. ハーゼ「ヴェストファーレン諸都市の発生」をめぐって
Sub Title	Eine Übersicht der Diskussion über die Periodisierung der Stadtentstehung in Westdeutschland (3) : Um das Buch von Carl Haase, Die Entstehung der Westfälischen Städte
Author	寺尾, 誠
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1969
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.62, No.1 (1969. 1) ,p.92- 105
JaLC DOI	10.14991/001.19690101-0092
Abstract	
Notes	学界展望
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19690101-0092">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19690101-0092</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

西ドイツにおける  
都市発生の段階規定論争(下)

—C. ハーゼ「ヴェストファーレン  
諸都市の発生」をめぐって—

寺 尾 誠

既にこれまで述べたように、C. ハーゼの著書「ヴェストファーレン諸都市の発生」は西ドイツの歴史学界において大きな学問的反響を呼び起した。そこで1965年の第二版にC. ハーゼは、それまでに寄せられた批判を彼なりに整理し、さらにそれに対する彼のコメントを付した「第二版への批判的後書」を追加発表している。本稿では、この「批判的後書」にそって、諸家の批判に対するC. ハーゼの反批判を紹介してみたい。

C. ハーゼは、主に方法的な問題と時代区分に関する問題に焦点をあてて、以下のような順序でこの「後書」を展開している。

A 史料的基础

この点に関しては、一方で未公開の文書の利用が行われなかっただけでなく、公開の文献も十分に利用され尽されていないという批判が寄せられた。と同時に他方では細目を乗りこえ、あれこれの文書を見逃す危

険を冒して、主題の問題性に肉迫し、大筋の方向を批判的に打ち出した著者の勇気が称揚された。<sup>(2)</sup>ハーゼは双方の批評は、部分的にのみ当たっているという。一部には事前に何の研究もない200近くの集落について文書作業を断念したのは、この仕事をいずれは終了させたいと願う場合、そうせざるをえないのであって、勇気の問題ではない。さらに入手困難な地方史の雑誌を十分利用していないという点でも、同様の事情が妥当する。著者の作業の目的は可能な限り凡ゆる都市的な集落を包含することであり、史料と文献の完全な引用は目指されてはいなかったのである。すなわちこの本は、ヴェストファーレンの諸都市に関する百科全書的な著作ではなくて、これら諸都市の地図についての註釈書であって、その都市の発生の時期を発見する為に必要な限りでのみ実証が行われたのである。

他方で地方史研究が色々と補いうるだろうことは、疑う余地もない。例えばJ. ズイドウは、ノイエンラーデとリュエデンシャイト発生の時代区分について郷土史の文献を紹介しているが、この例では地方史文献を無視したために、時代区分や類型化の点で弁護し難い程度に誤った区分があるとは思えないのである。<sup>(4)</sup>

この点では、文書研究がなされなかったことを是認した上で、公開の文献が十分利用されなかったことを、具体的な実例で示したA. K. ホムベルクの批判の方が、より根本的な点をついているといえよう。<sup>(5)</sup>

B 本書の一般的评价

この点に関しては、W. シュレズィンガーの評価が最も鋭い。彼は、都市概念が時代と場所によって変化するという私のテーゼから出発して、ポーランドの都

注(1) 特に前稿(本誌61巻10号)で紹介したJ. Sydow, Fragen und Probleme der Stadtentstehung を参照。  
(2) 代表的なものとしてKarl Boslの書評(Zeitschrift für bayerische Landesgeschichte, Bd. 25, 1966, SS. 595-602)の596頁を参照。  
(3) C. Haase, Kritisches Nachwort zur 2. Auflage seines Werks "Die Entstehung der westfälischen Städte", Münster 1965, S. 251.  
(4) J. Sydow, a. a. O., S. 241 und ebd. Anm. 13. この注(13)でズイドウはノイエンラーデとリュエデンシャイトの都市法が、それぞれザウアーラントの郷土史の雑誌"Märker"(1955年の4号)と"Reidemeister"(1957年の2号)に発表されていることを紹介している。それによるとノイエンラーデには、既に1355年7月7日付の都市法、リュエデンシャイトには1364年1月21日付の都市法が存在していたことが判る。ところがハーゼは自分自身の文献渉猟により、前者は1353年、後者は1278年の少し以前を都市発生の時期と推定しており、ズイドウの指摘によってこの推定はくつがえらぬという。  
(5) 前稿で紹介したA. K. Hömberg, Zur Erforschung des westfälischen Städtewesens im Hochmittelalter を参照。  
(6) Walter Schlesingerの書評(Westfälische Forschungen, Bd. 13, 1960, SS. 208-210)の209頁参照。

市発生に関する「進化説」と「植民説」のいずれが正しいかという問題は、このテーゼによって色褪せたとする。すなわちいろいろの地方で色々の都市概念が同時に妥当する可能性及び「植民者的な」形で存在しつつも進化の要素も排除しないようなそれら色々の都市概念のかさなりあいの可能性があるという。かくして国民的な怨恨の感情がその基礎に認められるこうした論争の緩和に、本書がささやかな貢献をした、とハーゼはいう。<sup>(7)</sup>

またK. ボーゼルは、本書により、「比較学的類型論と年代に関する研究」に基づき、ヨーロッパ都市史との関係において最初から現代迄のドイツ都市の全史へ迫る道<sup>(8)</sup>が示されたとし、H. パッツェは、「都市を特殊

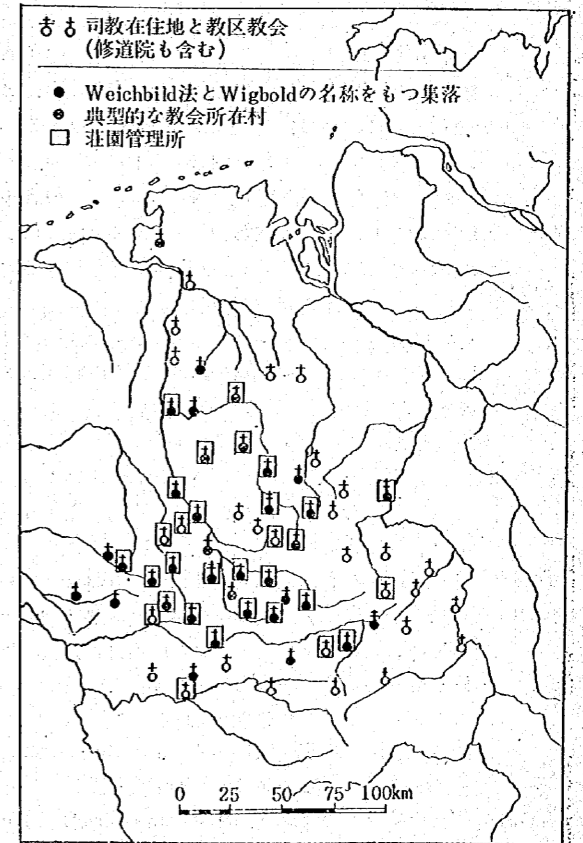
(7) C. Haase, a. a. O., S. 252.  
(8) K. Bosl, a. a. O., S. 596.  
(9) Hans Patzeの書評(Hessisches Jahrbuch für Landesgeschichte, Bd. 10, 1960, SS. 246-248)の247頁参照。  
(10) C. Haase, a. a. O., S. 252 f.  
(11) K. Kroeschell, Weichbild. Untersuchung zur Struktur und Entstehung der mittelalterlichen Stadtgemeinde in Westfalen, Köln/Graz 1960; derselbe, Stadtgründung und Weichbildrecht in Westfalen. Schriften der Historischen Kommission Westfalens, Münster 1960; derselbe, Rodungssiedlung und Stadtgründung, in: Blätter für deutsche Landesgeschichte 91, 1954, SS. 53-73) クレーツェルは最後にあげた1954年公開の雑誌論文において、H. プラーニッツに代表される中世都市法の起源を商人ギルドまたはその誓約団体とその属人的な商人法に求める考え方を批判し、G. v. ベロウのように都市の諸関係を農村の諸関係と関連づけてとらえることを提唱した。そして彼自身は、この論文において建設都市と開拓村がどちらも自らの法を形成しうる裁判共同体として周辺の地区と区別される点に注目する。そして開拓村における特権(自治的裁判権と永代自由借地権に代表される)が領邦君主の意識的、計画的建設の産物であることを主張する。しかもヘッセンの都市カッセル等の例を引き、都市自体よりも古いと思われる開拓村の自由農民の特権が都市成立に重要な役割を果たすという。開拓村から都市への継続的發展というクレーツェルの主張は、その後上記の二つの著作、特に前者Weichbildにおいて、ヴェストファーレンの史実に基づき、さらに肉付けされた。彼

な研究論文的観察からますます離れて、ヨーロッパ中世の現象として評価し、発生集団と概念又は法の内容に従い比較学的に観察する必要に」本書はこたえているという。<sup>(9)</sup>ただ彼によると、都市史はあくまで一般史との関連を失ってはならない。

これらの批評から、本書に付けられた基本地図は、作業成果をより広い関連(都市史)に入れこむ諸研究により補われぬ限り、価値がないことが、明らかとなる。従って本書の欠点の一つは、今日に至る迄のヴェストファーレンの個々の領邦の都市制度についての研究書を、一般的な領邦史に関連させつつ研究していないという点にあるであろう。<sup>(10)</sup>

他の欠点は、同時代の同じ用語の下にあらわれたり(Weichbild, Freiheit, Flecken, Burgmannstadt等)、今日共通の概念の下にくられる都市又は都市に類似の集落集団の研究にある。この点でK. クレーツェルは部分的には誤った、不十分な傾向を伴っているとしても、根本的にはさらに歩まねばならない道に一步先に踏み出したのである。<sup>(11)</sup>

図3 Weichbild法と荘園管理所の分布



K. Kroeschell, Weichbild, S. 191, Karte 5.

ここでこの著作が制度史や行政史に基き人口・社会・経済史の諸問題につき一面的な整理しかないというE.カイザーの批評にふれておこう。<sup>(12)</sup>

この点ではより詳細にみればそれ程一面的でもないし、他面この種の研究にはそうした一面性も或る程度不可避的である、とハーゼはいう。<sup>(13)</sup> しかも法制史がそこから利益を得ることも非常に少ない。これは特に相互比較の対象となる都市史の諸研究が法制史的問題設定の支配から離れ都市有機体の全体性を目指す場合に一層そうなのである。ただ間接的には都市の法秩序を法以外の事物との関連でつかもうとする限りでは、新しい諸成果も法制史に役立つであろう。

さらにカイザーは、ハーゼの研究が、都市地図の作成を目指して行われたので、ヴェストファーレンの諸都市の発生という問題に対しては部分的な回答でしか

は、そこでヴェストファーレンを中心に中世にあらわれてくる都市的な定住地の名称 Weichbild を遠隔地商人の定住地 Wik と同一視し、従って Weichbild も Wik の法として王より与えられた商人の特権と考えるブルーニッツを再び批判する。クレージュルによれば、史料の語る weichbild は土地保有権（またはこのための賃租）、都市の領域、都市自体、都市と農村の中間的存在の集落（その集落の特権）等と実に多義の内容をもつ。このうちクレージュルは永代自由借地権という形の土地保有権を重視し、この借地権が、個人単位のものでなくその個人が一つの共同体 Burschaft に属することにより初めて与えられるところから、一種の集団貸与であるという。ところでヴェストファーレンでは、こうした地縁団体は荘園主要管理所 Haupthof einer Villikation と密接な関連をもち、独自の裁判権を行使した。かくしてクレージュルはこうした自治団体は、主に教会関係の荘園管理所 Fronhof の土地を分割し、そこに自治と特権で領主が意識的に人々を移住せしめた結果成立したのだという（図3）。しかもこれが典型的にみられるのは、孤立農家・散村または小村の多いミュンスター地方であり、こうした新しい定住地は、その地方の人口の比較的密集した中心地であったといえる（図4）。なおハーゼとクレージュルの研究の補完性については Erich Kittel の書評（Lippische Mitteilungen, Bd. 29, 1960, SS. 258—260）の 258 頁参照。

(12) 前稿で紹介した E. Keyser, Sammelbericht, Neue Forschungen über die westfälische Städtegeschichte, S. 375 f. の他、同教授の書評（Das historisch-politische Buch, Jg. 9, 1961, SS. 258—260）の 258 頁。

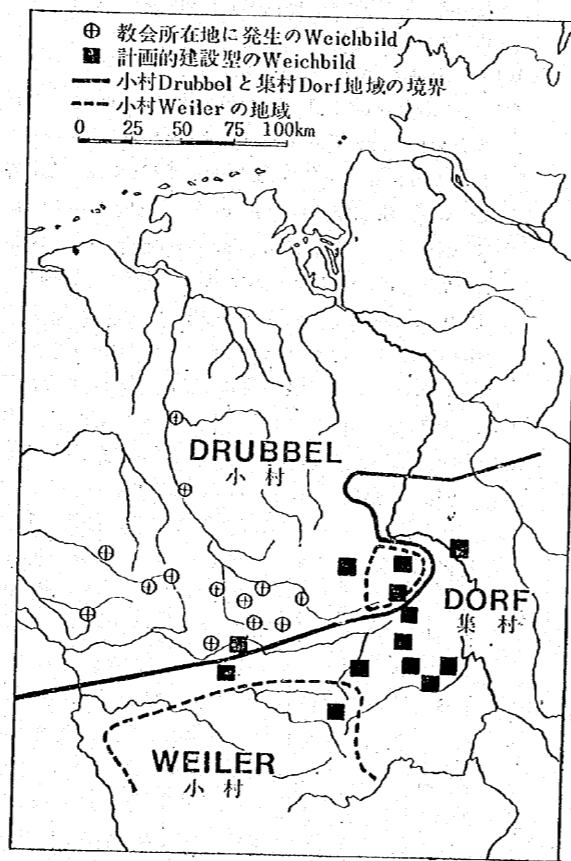
(13) C. Haase, a. a. O., S. 253.

ないという。ハーゼは、この批評に、根本的に同意している。そしてヴェストファーレン諸都市の発生史の叙述は、引き合いに出される諸関係の多様性の点で本書と全く異なったものでありえようともいう。都市発生の地図を作成するという課題は、或る意味で囚人を拘束するための緊衣 Zwangsjacke であるが、こうした強制でもなければ、ヴェストファーレンの凡ゆる都市を追跡しその最初から今日迄の都市制度を調査することを決意する人もいなかったであろう、とハーゼはいう。

C ヴェストファーレンの地方的都市発生圏

ズイドウは、本書の対象地域が今日のヴェストファーレン・リッペ行政区に限定されており、オスナーブリュック司教領とミュンスターの下司教区が無視されていることを批判している。<sup>(14)</sup> しかし中世盛期の領域を

図4 村落形態と Weichbild



K. Kroeschell, Weichbild, S. 189, Karto 4.

1000年にもわたる時代の研究の基礎に置けるであろうか。歴史的な領域は、それ自体「変化しつつある領域」であり、ズイドウの立場はすでに古いといわなくてはならない。<sup>(15)</sup> 勿論中世後期の都市制度を扱う場合には、ズイドウのいうような領域が基礎となろうが、1180年以前の都市制度の歴史においては、もっと広い全国的な広がりを目指されなくてはならない。従って 1000年もの都市史を取扱う場合には、どの区分も恣意的であり、それ故現在の領域区分から出発することが最善である。しかも著者の地図には、この境界外の諸都市も地図にのる限り取扱われて居り、その中には何時の時代かにヴェストファーレンに数えられた地域も含まれているのであり、一つの地図の示しうる限りの全体像は既に提出されているといえる。

勿論、都市建設の波が生じた初期の時代に、既に全体として中核の地域が政治的にまとまっていたアルト・ヴュルテムベルク等の地方の方が、この種の研究にとりより容易であろうというズイドウの批評には同意する。<sup>(16)</sup> ただしヴェストファーレンが、そういう意味での政治的領域であったことは、かつてないのである。むしろ必要なのは既にのべたように領邦史の範囲でのヴェストファーレンの個々の領邦の都市史の研究であろう。

こうした議論は、「都市発生圏」Städte-landschaften 把握の問題性と方法的困難さを明らかに示している。

D 方法一般について

ハーゼの方法に対する根本的な異議は、K. クレージュルによって唱えられた。彼は、都市概念こそ、ハーゼの「全研究の核心的問題」であるとする。<sup>(17)</sup> 相互作用的な解明に際して、予備概念が重要な意味を持つことを承認はするものの、次のような行き過ぎがあるという。すなわち（ハーゼによって）適用された方法では、「我々の周知の現代的都市概念に最も近いものがその現在の凡ゆる特徴と共に都市と看做されるということになってしまう」のである。だから「現代的諸表象の歴史への逆投影だ」という考えを、ここでは禁じ得ないのである。<sup>(18)</sup>

(14) J. Sydow, a. a. O., S. 239.

(15) C. Haase, a. a. O., S. 253—254.

(16) J. Sydow, a. a. O., S. 240.

(17) K. Kroeschell の書評（Niedersächsisches Jahrbuch für Landesgeschichte, Bd. 32, 1960, SS. 417—421）の 418 頁。

(18) Ibid., S. 419.

(19) C. Haase, a. a. O., SS. 254—255.

(20) K. Kroeschell, a. a. O., S. 419.

これに対してハーゼは、クレージュルが彼自らの出発点と関連した曲論の犠牲に自分を陥れているのではないかと反論する。<sup>(19)</sup> ハーゼによれば、相互作用的な解明の原則に照らして予備概念として役立つのは、「周知の現代的な都市概念」ではなくて、中世都市に関して現代の研究が発展させたところの包括的な歴史的概念である。前提を持たずに史料からのみ出発して作業する歴史家はいない。我々は全て、我々の先輩達の肩の上に乗っかっているものであり、我々にも同様のことが起ると予期しつつ、彼等の作業を続行し、訂正し、整理し直すことしかしないのである。だから「逆投影」があるとすれば、それは「現在」が自らの生活環境について持つ表象（現代的表象）によるものではなくして、過去に関する現代の研究の成果を過去そのものへ逆投影することであり、そこで必要があれば、その成果も訂正するよう試みることをも同時に伴うのである。

ハーゼはここでクレージュルが誤解して発言したのかもしれないともいう。ハーゼが都市は時代と地方により異なるものだといふときには、都市という言葉は現代の都市に関するものではなく、複雑な歴史的事実の略語でしかない。読者は、その略語を彼の知る現在の都市や彼が見たことのある過去の都市の姿へと関らしめるのであるが、その略語そのものはまた、語られている事柄についての近似値（歪められているとはいえ）を読者に与えるものだからである。

ところがクレージュルは、恰もそうすれば過去とその史料に対し現在の表象を入れ込んで解釈する危険がなくなってしまうかのように、「史料を過去の自己理解の表現として信頼し、これに従う」立場を代弁する。<sup>(20)</sup> そして彼のヴェストファーレンの Weichbild についての研究において、そうした方法の実例を示そうと試みている。ハーゼは、クレージュルの問題提起を正当と看做するのであるが、それはハーゼのそれを取って代るよりよきものではなく、多様な側面からヴェストファーレンの都市制度を解明するための一つの問題提起という意味においてなのである。<sup>(21)</sup> 歴史的現実という建物は多くの側から眺められ、個人はその一部を把握するに

過ぎない。ヴェストファーレンの Weichbild と ヴェストファーレンの都市 Stadt との間存する非常に密接な歴史的関連 (クレージュルといえどもこれを否定はしない) があるにも拘らず、生活の諸関係の総体としての都市という概念から根本的に離れようとするれば、相互作用の解明の基礎としての予備概念 (語られている事柄に関連して読者が恣意的な仕方によらずにもつ概念) からも同時に解き放たれてしまう。そこにクレージュルの方法の危険がある。確かにそれにより現代の表象を封ずるという利益はある。しかし逆にそのため議論が突然中世専門の歴史家にさえ必ずしも知られてはいないであろうような未知の用語を用いつつ進行するという非常な不利益が生ずる。

クレージュルの語る「方法的困難さ」は確かに存在している。しかしそれは何らかの形において歴史的認識の仮説につきものの事柄である。クレージュルは H. シュトープの定義した「半都市」Minderstadt が、「複合された都市概念の網の目にかかっている全てのものために造られたように」みえるというが、それなら努力もせずに「都市に類似の集落」という名称に取り替えるともいうのだろうか。しかしこの概念にしても都市でも村落でもないという複雑な存在を表現するための補助構成物に過ぎず、それ自体決して絶対化はしないのである。

またクレージュルは都市が何時発生したかについてのハーゼの問題提起が、史料に基いたものではなく事象を歪める危険があるというが、ハーゼによれば彼自らの問題は現代の都市に生きる人間の過去に対する正当な問いである。(23) クレージュルが都市発生類型により、発生期の区分を調査しようというのも、事実の多面的反映という歴史的認識の問題である。

この他 H. シュテューケムパーは、ハーゼにあっては、時代区分の問題が概念規定の問題と密接な関係にあるという。(24) しかもこの双方に問題があり、ハーゼは相互作用の解明の原則によってこのどうどうめぐりから抜け出そうとしているという。これは数学的証明に似ており、それよりはむしろどのような意図から都市が

発生したかという問題設定の方が、歴史的・経験的な考察方法になるのではないだろうか。

このようなシュテューケムパーの批判に対し、ハーゼは時代と共に変化するという彼の都市概念がその時々新しい都市類型を、同様に新しい機能的な都市の目的設定との関りで叙述したものにすぎず、それは発生期の区分、個々の都市の発生期の確定、そして都市概念という三つの主要因の一つでしかない。だからこれだけを絶対化するわけには行かず、その意味で「数学的」変数関係も、歴史的・経験的な研究方法と並んで重要だという。(25)

かくしてハーゼは、歴史家というものは、どうも自己の思考と概念形成の諸前提を十分に分析していないという。

### E 都市概念

ハーゼによれば、時代と場所により変化する「複合的な」都市概念から出発すべきだという彼の主張は、強く支持された。ただ F. リュッゲは、全体概念の必要性を問うているが、これまでのべたようにハーゼは、例えばドイツ法制史により定義づけられた固定的な都市概念に固執したため、ポーランドや英国やスペイン等ドイツ以外の国々の問題状況への展望を長らく誤らしめてしまったのである。(27) だからむしろこれまでの普遍妥当的な都市概念を問題とし、これを溶解して、歴史的事実にもっと接近する迄、概念の固定化は禁欲した方がよいという。何故なら事象や概念を秩序づけ固定化する力の方が、それらを溶解した状態において、いろいろの可能性を考えて観察する傾向よりも、常に弱いのであるから。

勿論都市史のこれまでの全体概念の溶解は、研究成果をよりよく理解するために、おそらく早すぎるほど早く新しい全体概念をつくりだしてしまうものである。

さてシュテューケムパーは、1000年にわたる都市史の流れの中で都市概念の衰滅というハーゼの表現には、進歩とか退歩(28) というような基準が使用されているのではないかという。しかしこの言葉は、価値的評価の意

(21) C. Haase, a. a. O., S. 255.  
 (22) Ibid., a. a. O., S. 419.  
 (23) C. Haase, a. a. O., S. 255.  
 (24) Hugo Stehkämper の書評 (Rheinische Vierteljahrsblätter, Bd. 27, 1962, SS. 238—243) の 238 頁。  
 (25) C. Haase, a. a. O., S. 256.  
 (26) Friedrich Lütge の書評 (Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik, Bd. 173, 1961, SS. 394—395).  
 (27) C. Haase, a. a. O., S. 257.

味で使用されたわけではなく事象を具体的に明らかにするためのものである。だから衰滅とは、むしろ完全体としての都市から、より発育不全な、ますます非典型的な、しかも農村からは区別される都市の形態へと拡張されて行く過程というべきであろうとする。だから一つの都市概念の衰滅は都市制度そのものの衰滅を意味しているわけではない。(29)

ズィドウは、可変的な都市概念は、可変的な時代区分を要請するといっているが、これは正しい。(30) しかしこれをヴェストファーレンほどの大きさの小地域にあてはめることは困難であるし、事実ズィドウ自身この要請により地図による表示は難しくなるだろうといっている。ハーゼは、これは困難であろうという。だとすれば、凡そ資料の秩序づけを行うためには、何らかの時代区分の足場が必要であるから、一世紀又は半世紀毎の伝統的な区分への復帰他に方法はなくなるであろう。ところがそれは適切でなく、しかもそれにより固定した表象像が出来上るのである。だからズィドウの要請を一つの地図の中で実現することは、不可能である。(31)

欠陥はあるが一つの補足としては、それぞれの領邦内の都市発生を、年代的な領邦の範囲で、しかも夫々の時代区分で示しうるような一連の地図が考えられるが、これは一つの地図の中では到底考慮しえないことである。凡そ歴史的な時代区分において常にそうであるように、我々は他にも論議の余地があることをふまえながらも、なお一つの時代の境界を決定しなければならない。そしてヴェストファーレン全体の地図の作成を断念することも出来ないのである。

勿論与えられた資料に基づき、その時々表象に従い、違った風に類別したり発生段階を区分することは簡単に出来よう。

### F 半都市

ハーゼは、この概念を H. シュトープのそれとやや異なった、より一般的な形式で使用したという。(32) シュトープ自身は、まだハーゼの著書に対する書評を展開してはいないが、都市と村落の中間的存在の構造は、

あまりにも重層的であり、史料の状態も往々にして非常に劣悪で、個々の場合にそこで意識的に建設された半都市 Minderstadt (例えば多くのザウアーラントの Freiheit) が問題なのか、又は発育不全型が問題なのか、何か他の型が問題なのかをいうことは出来ない、とハーゼはいう。だからシュトープの提案した厳密な定義は実際には実証されえないものである。だからハーゼは都市飽和の時代である中世後期に主に発生した集落で都市としての完全な地位に達していないもの全てに、この概念を使用した。

シュレズィンガーは、これとの関連で、初期の「都市に類似の集落」と後世の半都市とを区別することが正当かどうかを問題にしている。というのもシュレズィンガーによれば、後世の半都市は他の標識を伴ってはいるが、初期の時代にしばしばあった一つの型の繰り返しであり継続であったから。だがハーゼは、初期の都市に類似の集落は、大いに後に中世後期の都市への発展途上にある集落であって、半都市の方はそうした完全な都市になりえないものを指すのである。両者の間には少なくとも半世紀の時間的なずれが存在し、その半世紀には専ら真実の都市のみが発生している。(34)

だからもしシュトープがこの概念を発見しなかったとすれば、ハーゼは両者をためらいなく都市に類似の集落として分類したであろうし、逆に双方を「半都市」とすることにも根本的な反対はしないという。だからこうした表現は複雑な歴史的現象をいにかえるための了解事項でしかなく、それを利用する者は、その概念がどのように理解されてほしいのかという事だけをいえばよいのである。

### G 時代区分一般

一世紀とか半世紀毎の区分ではなく、史実から自然に成立してきた分類を見出そうとした努力は支持されたが、具体的に個々の場合どうして或る区分を行ったのかという点や、またそうした区分自体も色々の批評を受けた。

1100年と1800年の二つの大区分は、批判されず、

(28) H. Stehkämper, a. a. O., S. 238.  
 (29) C. Haase, S. 257.  
 (30) J. Sydow, a. a. O., S. 242.  
 (31) C. Haase, a. a. O., S. 257.  
 (32) Ibid., S. 258.  
 (33) W. Schlesinger, a. a. O., S. 209.  
 (34) C. Haase, S. 258.

むしろシュレズィンガーなどは、これにより中世の自治都市以前の都市やフランス革命以後の近代都市を都市としてみない法制史家に代表される立場が取り除かれたといっている<sup>(35)</sup>。しかしE.カイザーは反対に、ハーゼの時代区分が制度史・行政史の方向への一面的な面を示すというマイナスの面を示すと批判している<sup>(36)</sup>。しかしハーゼは、彼の著作が決して法制史的な研究ではなく、いろいろの時代に典型的な諸都市の総体を全体として把握することをねらったものであるという<sup>(37)</sup>。だからその限りでこの労作から法制史の得る利益は確かに間接的であるが、他方では総合的かつ比較学的で、しかも地図作成とか或る意味で統計的な結果を期待する著作というものは、或る程度時間的にみて確実な結果を予想しうる場所で史料を求めねばならない。そうすると制度・行政史の比重が増大せざるを得ない。このことで時代区分に若干の影響はあるだろうが、他の基準でやっても本質的に異なった結果をもたらさないだろう、とハーゼはいう。

凡そ時代区分というものは、歴史的発展の部分的な風景でしかない。例えばゾイドウの諸提案は、結局時代区分を完全に解体してしまう<sup>(38)</sup>。文書や年代記における言及は、都市発生期の確定に必ずしも決定的ではないというゾイドウの批評も尤もだが、その他にどのような基準が求められるであろうか？ 鑄造貨幣や都市の面積は、史料が均等に存在しているので、既に引用されたのであるが、例えば初期の近隣市場の機能の意味を発生期の確定に利用しようとしても、史料的にはどこから着手すべきであろうか。事実が確実でないために、いろいろの事情の相互作用的解明はどうどうめぐりの中で不可能となってしまうであろう。これまでしばしば不確実な仮説を他の同じく不確実な仮説で支え、相互作用的な解明に到ろうと試みられてきたが、ハーゼはこれに反対している。

なお史的唯物論の立場からM.ウンガーは、個々の時代区分にあげられた根拠のうち同意出来るものは非

常に少ないとし、さらに「都市制度の発展は、凡ゆる集落と同様に生産様式に依存する<sup>(38)</sup>という。だから例えばハーゼが13世紀を叙述する場合に、北西ドイツの荘園領主制、生産関係の変化を伴う農業での商品生産の普及を観察に入れ、そこから結論される村落の近隣市場の必要性から数多い小都市の発生を説明しておれば、望ましかったであろう。「彼(ハーゼ)によりあげられている諸要因は本来第二義的なものである。驚くのは最後の節についてである。都市的な関係は、工業のみでなく、資本主義一般から生ずるのである。……」

ハーゼは、これに対し、たといここにのべられた思考の過程が正しいとしても、それによる研究は、ハーゼの著書を基礎として行われるべきだし、その結果もこの労作に照らして検討されなくてはならないという。だからウンガーのように事実を確定したり、認識し・比較し・史料的に把握する基準に従い分類する課題に、先入観をもって取り組むことは許されるべきではない。これらの基準が、第二義的であるか否かを検討し、基礎固めをすることが次の仕事であり、ハーゼは自分の地図と労作がこのための基礎を与えるはずだという。

#### H 個々の時代区分

##### (1) 1180年迄

ハインリッヒ獅子公がヴェストファーレンで唯一の都市も建設しなかったことを理由に、獅子公失脚の年である1180年を第一の画期とせず、むしろ多数の市場が都市へと転化し始めた12世紀の半ばに置くべきだとするカイザーの批判に対して、ハーゼは次のように答える。まず1150年と1180年では都市発生の地図が、全く同じ地図となる。その上新しい建設都市 Gründungsstadt が発生するのは、獅子公の失脚以後なのであるから矢張り1180年という画期の方が適切である<sup>(39)</sup>。

次に最初の新しい建設都市 Lippstadt の発生の1185年を、ハーゼの1180年説への代案として、ホエムベルクが提案している。彼も、ヴェストファーレンでは

(35) W. Schlesinger, S. 209.

(36) E. Keyser, a. a. O., S. 378.

(37) C. Haase, a. a. O., S. 258.

(38) Manfred Unger の書評(Deutsche Literaturzeitung, Jg. 83, 1962, Sp. 679-682)の682頁参照。

ただしウンガーは、この書評の前半で800年間にわたる時代の都市概念の歴史的、類型学的解明や、使用文献の豊富さや、国民的な範囲での時代区分の仕方等につきハーゼの業績を積極的に評価している。

(39) E. Keyser, a. a. O., S. 378.

(40) C. Haase, a. a. O., S. 260.

(41) A. K. Hömberg, a. a. O., S. 28 f.

ハインリッヒ獅子公の失脚が無かったことをその理由としている。ハーゼはこの提案を論ずる価値ありとしつつも、史料的には獅子公の失脚以前に領邦化が強力に進んでいたとすれば当然発生しているはずの都市建設が実証されない以上、獅子公の失脚と建設都市の発生の間には、偶然以上の内的関連があるとみるべきであるという。

ハーゼは、ここで前稿で詳しく紹介したホエムベルクの1180年以前の独自の都市発生図を比較している(本誌61巻10号90-91頁)。

第一にハーゼが、1180年当時の都市としたドルトムント、ヘクスター、ミンデン、ミュンスター、パーダーボルン、ゾーストの6都市を、ホエムベルクは、ミュンスターとゾーストを「中世後期の都市類型の発展も完了に近い大都市」とし、ドルトムント、ミンデン、パーダーボルンを「中世後期の都市類型の発展が開始されたばかりの、より大きい中都市」とし、ヘクスターを同じ性格の「より小さい中都市」に数えている。

結局ヘクスターについての評価が、ホエムベルクの場合ハーゼよりやや低い、全体としてこれらの都市については両者の見解は一致しているとハーゼはいう。

第二にハーゼは、コルヴァイ、ヘアホルト、メーデパッハ、ニーダーマルスベルク(ホルハウゼン)、ゾーゲンを「都市に類似の集落」としてあげている。この内ヘアホルトとニーダーマルスベルクの二つをホエムベルクは、「より小さい中都市」に入れる。この型にはその他上記のヘクスターやヴァルブルク、ヴェルルも入る。ハーゼはヴァルブルクを1180年に「不確かな都市的集落」とし、ヴェルルの方は、1180年から1240年の時期に入れている。メーデパッハは、ホエムベルクによると「小都市の性格をもつ集落」であり、ゾーゲンは「中世後期の都市類型への発展が徐々に始まる古い教会所在地」、コルヴァイは「あまり発展しない古い市場集落」である。

全体としてコルヴァイとゾーゲンを除くと一定の一致が両者の間にある。見解の相違の一部は、ホエムベルクが都市を規模別に分類したところから説明される。

第三にハーゼは、「不確かな都市的集落」としてアルンスベルク、ゲゼーケ、ヴァルブルクの三つをあげて

いるが、ホエムベルクはヴァルブルクを「より小さい中都市」とし、後の二つを「小都市の性格をもつ集落」としている。

この他「古い教会所在地」の型に、ゾーゲンの他12の集落、「急速に発展しつつある市場集落」にリップシュタットとリュネンの2集落、最後に「あまり発展をしない古い市場集落」としてコルヴァイの他8集落がホエムベルクによりあげられている。

この内前二者の型に入れられた集落は、ハーゼの1180年当時「都市に類似の集落」とされるか、1180年から1240年の間に発生したとされた都市の3分の2であった。また最後の型に数えられた集落は、ハーゼにおいてはコルヴァイを除くと、1240年以降に都市とされている。

ところで「古い教会所在地」というホエムベルクの第五の類型を十分観察してみると、そこにはハーゼが1180年から1240年の間に数え上げたミュンスター地方の集落はテルクテを除き全て入っている。ここにJ.プリンツとK.クレーンシュルに対するホエムベルク独自の立場が表現されている<sup>(43)</sup>。

プリンツがミュンスター周辺の古い道路網とこれらの都市発生との関連を注目するのに対しては、ホエムベルクは中世後期の都市の大部分は教会カロリング時代の核的集落すなわち原教区教会所在地 *Urpfarorten* から発生していると反駁する。またクレーンシュルに対しては、ミュンスター地方の教会所在地が、非常に小規模の共同所有地しかもたず、初めから局地的な経済交換(周辺地域の為の市場交易)の中心地であったと主張する。だからこれらの集落は、都市法の賦与以前にすでに重要な集落であった。

しかしホエムベルクが、ミュンスター地方の六つの集落を「中世後期の都市類型への発展が徐々に始まる古い教会所在地」という第五の型に入れたのは、各集落の史料によるのではなく、一般的吟味と類推による結論によるとハーゼはいう<sup>(44)</sup>。こうした方法では全体像を歪めることさえ必然的となる。ホエムベルクはヴェストファーレン史についての彼の巨大な一般的かつ史料的な認識のため、集落の発生を同じ史料からハーゼが妥当とみる時期より早い時期へと押し戻す傾向がある。

(42) C. Haase, a. a. O., S. 261 f.

(43) J. Prinz, Mimiernaford-Münster, die Entstehungsgeschichte einer Stadt, Münster 1960 (Veröffentlichungen der Historischen Kommission Westfalens XXII: Geschichtliche Arbeiten zur westfälischen Landesforschung, Bd. 4.); K. Kroeschell, Weichbild.

(44) C. Haase, a. a. O., S. 262.

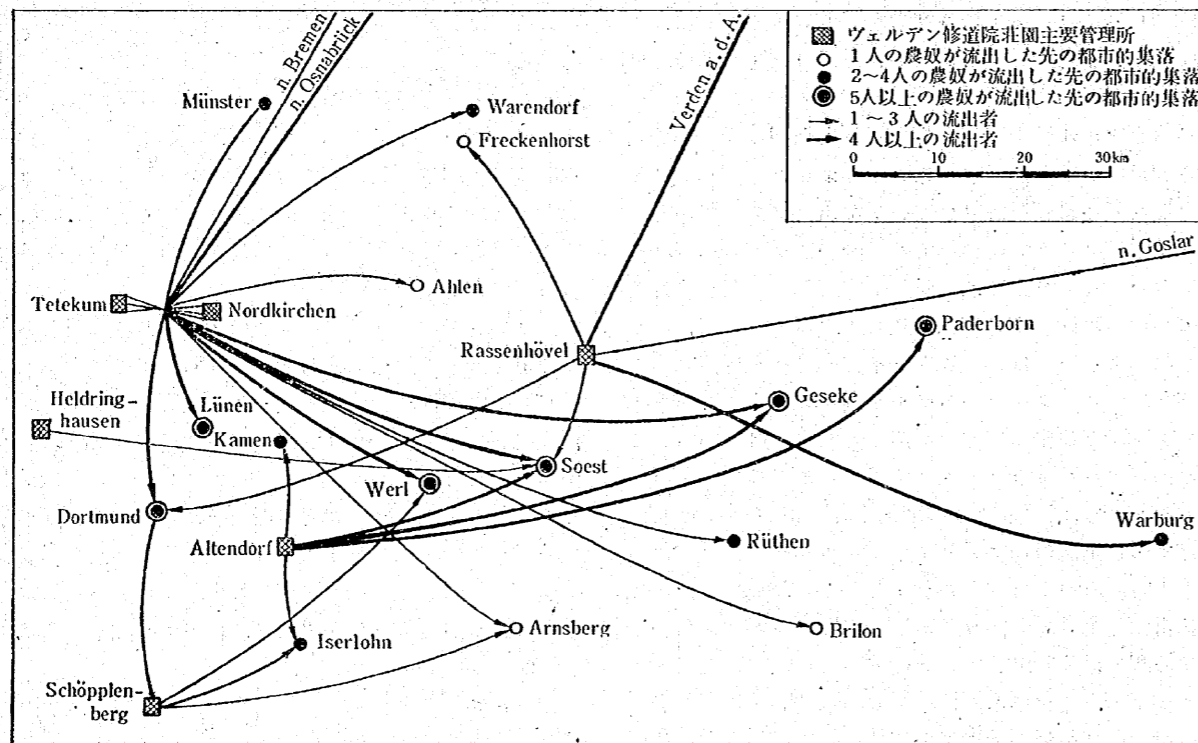
大体において彼は、1180年に問題となる集落につき、ハーゼより一段階高く分類している。ホムベルクは、ハーゼの判断が客観性を志向しつつもなお主観的であるといい、ハーゼはホムベルクにしてもかかる主観性から自由ではないとする。結局異なる二つの視角はそれぞれの方法において正しく、共同で一つの問題についての全体像を与えるのである。

結局、ホムベルクとの相違はそう大きくなく、ヘクスター、コルヴァイ、ズィーゲン、ヴァルブルク、ヴェルルの五つの集落に関する見解だけが大きく隔

たっていた。

ここでハーゼは、12世紀前半のヴェルデン修道院荘園庁の徴税簿 Heberregister を使用して、この修道院の農奴達が凡そ25年間に六つの荘園・主要管理所から周辺の諸都市へ流出した実態を、ホムベルクが把握しようとした事を高く評価している(図5)。それによると5名以上の農奴の流出先は、ドルトムント、ゾースト、パーダーボルン、ゲゼーケ、ヴェルル、リュネンであり、4名から2名の農奴の流出地としては、ミュンスター、ヴァルブルク、アルンスベルク、リュ

図5 発展途上の諸都市へのヴェルデン修道院農奴の流出(略1125—1150年)



A. K. Hömberg, Zur Erforschung des westfälischen Städtewesens, S. 38, Karte 2.

(45) A. K. Hömberg, a. a. O., SS. 37—41. 彼によればこの徴税簿に記載されている Einloplude は、ヴェルデン修道院から立ち去った農奴または隷農の子供達で、彼等に人頭税を納入させるため、立ち去った先の住所とそこでの職業が記入されている。そしてその流出先は、周辺の農村か、より遠い地域のより大きい集落(既に都市となっていたか、数十年後には都市へと発展し始めた集落)であった。注目すべきことは、こうした都市的集落のうちかなり遠隔の帝国都市ゴスラーや司教在住地のフェルデン・アン・デア・アッラー、ブレーメン、オスナブリュックが含まれていたことである。またヴェストファーレン内部においては古くからの商業路ヘルヴェーク Hellweg 東部の集落が、ヴェルデンの農奴達をかなり吸引している。これらの移住者は流出先で商人、手工業者、日傭い等になるのであるが、この人々の流出の範囲の大きいことは、クレージュルの想像した以上であるし、また古い荘園領主との紐がある以上彼等が自由な Weichbild の住民として一つの共同体をなしていたとクレージュルのようということも出来ない。むしろホムベルクは、この時期には、いまだ「都市の空気は自由にする」という原則は出来上がっていなかったと推定する。それはなお数十年後になって初めて確立されて行くのである。

ーテン、ヴァーレンドルフ、イザロン、カーメンであり、1名の農奴の流出先はアーレン、ブリロン、フレッケンホルストとなっている。

この史料は、明らかに12世紀前半に農村から都市への人口移動があったことを示し、多くの集落が当時漸次都市へと発展しつつあったというホムベルクの仮説に間接的な証拠を与えている。

ただ1180年当時の都市的集落の地図を作成するには、何をもって都市とするかという定義又は解釈の問題が残るし、その他農奴をこれらの集落へと駆り立てた動機の問題も残る。例えばヴェルルの場合、彼等が塩泉での労働者としてそこへ赴いたことも考えうるであろう。

おそらく1180年迄の時期には漸次的な都市生成の現象があり、その後、1240年迄の時期に計画的な都市への転化があったという事であろうが、仮説が重きをなすような要素は排除しなくてはならない地図の作成という視角からは、自分の地図も正当化されるとハーゼはいう。だから彼はホムベルクの批判に従い1180年当時の都市的集落を2倍に修正するという事はしない。ただホムベルクの地図は自分の地図への対立像(他方の極)としておくという。

(2)の(i) 1180年—1240年

この時期については議論がおこらなかったのであるが、ホムベルクからは1180年から14世紀半ばまでの間に細かい区分を設ける理由が余り無いとの批評があった(46)。彼によれば、1240年と1290年当時は漸次的発展の時期であったので、これを区分する必要はないというわけである。ハーゼは、これに対し凡そ或る年代で時代を区分することは、そもそも同じ問題を含んでいるのであり、にも拘らず歴史的変化を地図の上に表現するためには、こうした区分も必要であるとする。

この他 K. ボーゾルは、リュネンという集落の場合にみられるように、ラントの平和が果たした本質的な役割をハーゼが過少評価していると批判するが、ハーゼはリュネンの場合明らかに領邦の要塞創設という動機がはっきりしていることを認めつつも、この時代

(46) Ibid., S. 31.

(47) K. Bosl, a. a. O., S. 599.

(48) C. Haase, a. a. O., S. 264.

(49) Gustav Engel の書評 (Osnabrücker Mitteilungen, 70, 1961, SS. 194—197) の197頁参照。

(50) C. Haase, a. a. O., S. 264.

(51) H. Stehkämper, a. a. O., S. 240 f.

他の都市にはこの種の動機が欠けているとする。しかし彼もこの問題はなお研究して行く価値があることを認めている。

(2)の(ii) 1240年—1290年

この時期については、G. エンゲルが、ハーゼの使用した「要塞小都市」という概念が適切かどうかという問題を提起している(49)。彼によれば領邦君主の城壁を自己の市壁により包摂してしまう小都市が、ヴェストファーレン東部地方に集中しており、これは先のハーゼの概念には十分対応しないのではないかとはいえる。

ハーゼによれば、これはハーゼのいう要塞型小都市の発生を促進したり、阻止したりする他の発生要因と関係し、それはさらに領邦毎の特殊性の問題に帰する(50)という。例えばミュンスターでは同時に要塞でもあったより古い中都市が既に存在していたため、新しい要塞型都市の数が少なかったといえるし、近隣の領邦との関係で防衛設備のある都市の設置が緊急の課題ともなれば、その反対ともなる。この他都市領主の人格・政治的目的等史料から中々把握し難い問題や、個々の領邦の地理的位置も重要であり、これら全ての要因が合流して都市発生の動機となるのである。しかもその把握のために我々の手元にあるのは一握りの大部分法制史関係の史料やその立地や規模など今日まで残存する要素や後世の史料だけである。かくしてハーゼは、この概念で十分に包摂されぬことや個別研究の必要なことを確認している。

(2)の(iii) 1290年—1350年

ここでも議論は殆どおこらなかった。ただ終期を1350年とすること、またその後の1350年から1803年という大区分もシュテーケムバーにより問題とされたが、これについては以下でもう一度取り上げる(51)。

(3)の(i) 1350年—1520年

ここでは種々の批判が提出された。まずシュレズィンガーは、1350年が「ドイツにおける、いわゆる『否定的』な植民時期の凡その開始」の時期だとして認めるのであるが、このことはヴェストファーレンのみならず全ドイツに妥当することであり、

もしヴェストファーレンにとって実際に必要であるとすれば、一般的な大区分としても考えられるのではないかと問う。<sup>(52)</sup>

しかしシュレズィンガー自身は、この点でこの1350年という区分においては、実際の構造変化が問題ではなく、従って大きな、関連性のある発展の諸傾向の中で地域的、時間的な独自の展開を明らかにするには適していないとする。かくしてヴェストファーレンについても1100年と1800年の二つの主要時期で大区分することで十分ではないかという。

これに対し、ホェムベルクは、この時期区分を主要な時代区分としてでなく、小区分としてのみ認める。<sup>(53)</sup> またカイザーも、1350年から1520年迄の時期区分を認めつつも、初期近世の君主都市が新しい都市だという理由で、それをそれに先立つ時期と一緒に考えようとする。しかし18世紀の「間接税都市」以外にヴェストファーレンでは「君主都市」などなかったのであるから、カイザーの議論においては時代区分が外部から押しつけられたことになる。<sup>(54)</sup> シュテークンパーもまた1350年の画期は都市の構造や機能の変化と関係がないといい、さらにアルテナやブレッカーフェルトのような新興の工業集落が既存の都市的生活様式に対し異なった構造をもつことも十分実証されていないとする。<sup>(55)</sup> こうした構造をもたらしたのは、1290年来の半都市だけであり18世紀になってやっと間接税都市がそれを完成したのである。

最後にゾイドゥは南部ヴェストファーレンについて、アルンスベルク伯爵家の死滅した1368年を画期としたという。<sup>(56)</sup> また彼は、1350年の代りに1550年を中世的な都市の自由から国家的監督の下での自治への移行の画期としようとするE. エンネンの提案も引用している。<sup>(57)</sup> しかしこのエンネンの考えが妥当するのは、こ

の時期に都市の自治を享受していた大都市だけであろう。

また15世紀末と16世紀初頭の鉱山都市を画期とせよとゾイドゥは提案するが、ヴェストファーレンにはこの種の都市がなかったのであるから、これは無理で地理・地形からして防衛設備を必要としない工業集落があらわれたことからみて矢張り14世紀半ばを画期とみてよいとハーゼはいう。<sup>(58)</sup> そして1350年から1803年の間の時代により、こうした工業集落から18世紀の間接税都市に到る新しい発展と一緒に中世的な都市制度の衰退が一括される。また1350年迄が、都市網の一般的な稠密化の時代であったのに対し、それ以後の時代になると鉱山都市、君主都市、工業集落、亡命者都市等いずれも特定の政治的・経済的動機に基づき特定の地域に発生する特殊な都市類型の時代となっている。だから14世紀半ばは都市発生の仕方とその動機において極く一般的かつ根本的な境界であるといえよう。

(3)の(v) 1520年—1648年

ホェムベルクは、この時期の開始を1500年と提案しているが、終期は1648年でよいとする。これに対しボズルは、1648年という画期は、「あまりにも政治史の圧力」の下にあり、説得性が必ずしもないとする。<sup>(60)</sup> 同様にシュテークンパーも18世紀の間接税都市の時代の方が好ましいとしている。<sup>(61)</sup>

ハーゼは、これに対し、間接税都市の成立はプロイセン領だけの現象であるし、1648年ならばヴェストファーレンの歴史に対するプロイセンの介入を一般的に象徴出来るので、この画期を妥当としている。<sup>(62)</sup>

(3)の(vi) 1648年—1803年

この時代の終期については、「君主都市」という点で16世紀から19世紀の半ば迄の時代を設定するカイザーが、これを問題としている。しかしハーゼは、19世紀

(52) W. Schlesinger, a. a. O., S. 209.

(53) A. K. Hömberg, a. a. O., S. 29 f.

(54) E. Keyser, a. a. O., S. 378.

(55) H. Stehkämper, a. a. O., S. 240 f.

(56) J. Sydow, a. a. O., S. 243.

(57) 前稿の注(10)を参照, J. Sydow, a. a. O., S. 243, Anm. 21.

(58) C. Haase, a. a. O., S. 265.

(59) A. K. Hömberg, a. a. O., S. 30.

(60) K. Bosl, a. a. O., S. 602.

(61) H. Stehkämper, a. a. O., S. 240 f.

(62) C. Haase, a. a. O., S. 266.

(63) E. Keyser, a. a. O., S. 378.

中の立法による都市制度の変更はフランス革命の結果の波及であって、1803年を根本的な劃期とすることは自明のことだとする。<sup>(64)</sup>

(4)の(i) 1803年—1871年

一切批評がされなかった。

(4)の(ii) 1871年—1918年

ホェムベルクとシュテークンパーの2人が、1918年という画期を余計なものとしている。<sup>(65)</sup> ハーゼもこれが本当の画期ではないことを認めつつも、過去100年の怒濤のような発展を区分するための補助手段であるとする。<sup>(66)</sup>

(4)の(iii) 1918年—1950年

エンゲルは、この時期に出現した新しい都市エスペルカムプとゼンネシュタットが無視されていると指摘している。<sup>(67)</sup>

まとめ——特に他の時代区分の提案と関連して——ハーゼは、ここでホェムベルクとシュテークンパーの時代区分に関する独自の提案を取り上げる。

ホェムベルクの提案は、既に前稿において紹介されているので、ここでは省略する。

シュテークンパーの時代区分は次の通り。<sup>(68)</sup>

第1の主要な時代 1180年迄

第2の主要な時代 1180年から1700年頃迄

a 1180年—1240年

b 1240年—1290年

c 1290年—1700年頃迄

第3の主要な時代 1700年頃から1803年迄

第4の主要な時代 1803年以後

a 1803年—1871年

b 1871年以後

さてホェムベルクは最初の画期をハーゼのそれより5年ずらして、リップシュタットの建設の年1185年とするのであるが、この5年間には何一つ都市発生が無いのであるから、地図作成の上では、この提案は何の意味もない。興味があるのは、彼が1180年当時の都市を完成された都市としてではなく、「生成しつつあるもの」としてとらえている点である。こうした彼

(64) C. Haase, a. a. O., S. 266 f.

(65) A. K. Hömberg, a. a. O., S. 30.

(66) H. Stehkämper, a. a. O., S. 242.

(67) G. Engel, a. a. O., S. 242.

(68) H. Stehkämper, a. a. O., S. 239—242.

の考え方を、ヴェストファーレンの都市発生を原教区教会所在地に求める解釈と一緒にしてみると、ホェムベルク自身が初期の都市について主観的な観念をもっていることがはっきりする。だからハーゼは自分の地図と彼の地図は、相互に補い合う二つの独立の像=視角であるという。

第二の主要な時代は、ホェムベルクもシュテークンパーもほぼ同様にとらえている。ただ終期に関し一方が政治上の事件から1648年をとり、他方が都市史上の新現象(間接税都市の出現)から1700年頃をとるといふ相違がある。さてホェムベルクが1180年から1350年を一時期としてまとめ、ハーゼのように細かく分割することに反対しているのに対し、ハーゼの方は、そうしたやり方はこの時期の動的発展の認識を妨げるといふ。これに対しシュテークンパーの方がハーゼ的な考え方に同意しているといえるが、1290年以降1700年までの発展段階を一つの時期とするところが、ハーゼとも異なるのである。

間接税都市の発生については、ホェムベルクの方は、近代的な都市発展の一段階とみ、シュテークンパーの方は、独立した一つの時代としている。

以上の二人の提案をハーゼは自らのそれと比較して、根本的にはこの三つの提案はそれ程根本的にかげ離れたものではなく、強調点が相違しているだけだといふ。本質的な相違があるとすれば、それは種々の細かい時期をそれぞれの主要な時代にいかにくるかという点である。特に1350年を主要な画期とするというハーゼの提案は、むしろ17世紀をそれとする二人により退けられている。これや他の細かい時期区分をめぐる諸提案から判ることは、中世と近世の都市制度を境界づけることがいかに困難であるかということである。都市網の恒常的な稠密化が終了し、地域的又は散発的に都市数が漸次増大しはじめる画期として、ハーゼは自分の提案した1350年がそう悪い提案ではないという。これにより中世の都市制度には適合しない工業集落のみならず、君主都市、首都、鉱山都市、亡命者都市もこの時期区分により正当に位置づけられるという。

ただしシュテークンパーによって提案された間接税都市を独立の主要な時代とするという考えにも正当な

理由がないわけではない。この時代をもう少し早くから始め、「絶対主義の都市」という名称で一つの主要な時代とすることも可能であろう。この場合には次の三つの時代区分が登場する。すなわち

- 中世の都市
- 絶対主義の都市
- 工業時代の都市

このように、発展段階のまとめには、いろいろの変種が可能であることが判る。

ハーゼは、この後に地図についての批評に対するコメントを行い、それに続いて個々の都市に対する補注を付して、この「批判的後書」を終っている。

さて以上、カール・ハーゼの著書とこれをめぐる西独歴史学界の論争につき紹介してきたのであるが、以下二つの問題点を指摘しておこう。

第一の点は、時代区分に関してである。時代区分といっても、時間の流れを機械的に一世紀又は半世紀毎に区切って行く客観的区分法が問題なのではない。問題なのは、「歴史の現実的な流れを歴史が主観的に停止させる」(A. K. ホムベルク)主観的区分法の方である。<sup>(69)</sup>ドイツにおいては、歴史学派の発展段階説という形で、この主観的区分法が独特の発展をとげてきた。都市史について特に有名なのは、カール・ビュッヒャーの「閉鎖的家内経済」、「都市経済」、「国民経済」の三段階の区分である。<sup>(70)</sup>

さてこの方法の利点は、歴史の一般的な発展の傾向を描き出すところにある。古くはカール・マルクス、最近ではウォルター・ロストウのこの種の区分が世界的に利用されるのも、こうした利点があるからこそである。<sup>(71)</sup>

ところがこの利点こそ、この方法の弱点でもある。すなわちこの区分法で示しうるのは、あくまで一般的な発展傾向であるから、個別の発展傾向は無視されるか、一般の発展傾向に反映する限りで考慮されるに過ぎない。だから個別の発展傾向を表現するには、夫々の国や地方、さらに地域そして最終的には個々の集落の時代区分を必要とすることとなる。少くとも単一の時代区分で、かなりの広さの国や地方の歴史的発展を表現することには無理があるといえよう。こうした弱

(69) A. K. Hömberg, a. a. O., S. 27.

(70) Karl Bücher, Die Entstehung der Volkswirtschaft, 1893.

(71) Karl Marx, Vorwort seines Werks "Zur Kritik der Politischen Ökonomie," 1859, W. Rostow, Process of Economic Growth, 1960.

点を補うには、地方を対象とした場合でも、地方全体についてと同様にその地方内部の個々の地域についても独自の区分を行うことが必要である。そうすることによってのみ地方全体の一般的発展をも正確に抽象しうることとなる。この場合地方内の地域が、単なる地理的な意味での地理に留まらず、中世ドイツの場合むしろ政治史的な地域(領邦支配毎の)が対象となるのはいうまでもない。

さてハーゼは、このことを彼の研究の弱点として認めてはいるが、<sup>(72)</sup>時間的な制約という理由で、地域毎の発展傾向を十分に研究しないというのは矢張り問題だと思われる。何故ならそうした研究によって始めて、ヴェストファーレン全体の一般的発展傾向を確実な形で表現しうるからである。

さらに時代区分については、もう一つの問題が存在する。それは区分が、どうしても区分をした当事者の史観や事実判断によって主観的なものとならざるをえないという問題である。このことは、この論争に参加した人々も皆確認しているところである。事実ハーゼ、ホムベルク、シュテークムパーの同じヴェストファーレンについての時代区分は、それぞれの特徴をもっている。特に都市の制度、行政、経済等都市の本質を構成する要素のいずれを重要とみるかによる相違は重要であるといえよう。この面でも本来時代区分は、それぞれの要素を中心にした、より特殊な区分に分解され、それぞれの面での都市の発展傾向が表現される必要がある。

ハーゼの著書は時代区分に関する以上の問題点を十分意識的に解決していないように思える。しかも彼の課題が、ヴェストファーレン地方の都市についての歴史地図作成であったとすれば、出来るだけ客観的な素材の提供という面が軽視され、その素材の主観的加工に重点がおかれすぎていると批判されても仕方がない。

この点、展開の仕方をもっと多元的にすることも出来たのではないか。例えば、第一部と第二部にわけ、第一部では機械的時代区分に基づき、地域毎の発展傾向を示すことを目指し、第二部でハーゼ独自の分析と時代区分を示すというやり方が考えられる。機械的な時代区分の利点は、誰にでも通用するという客観性にあり、作業上も比較的簡単である。この区分に従い、地

方全体のみならず地域の発展傾向を示すことは、誰でもそこから独自の判断を引き出しうる資料篇として利用価値を高くしたに違いない。<sup>(73)</sup>

その上で第二部でハーゼ独自の時代区分を自らの分析に基づき提出すれば、叙述そのものも、もっとまとまりと深みをましたであろう。例えばカイザーなどの批評で指摘されたような分析面での偏り(制度史的観察が強く、人口史・経済史的分析が弱い)も、そうすればふせげたかもしれぬし、たといふせげなかったとしても、

ハーゼ自身の偏りであることが、より明確となったに違いない。それにしても都市発生期の確定作業と主観的時代区分を同時に行ったことは、後者について本来必要な分析や展開を妨げてしまったといえよう。

ハーゼがこの後の点で今後研究の意志を当面持ち合せないだけに、残念である。いずれにせよ、これまで大まかにしか示しえなかった都市の歴史的発展傾向を、一地方につき実証的に確定した業績は、不滅といえよう。

(72) C. Haase, a. a. O., S. 252 f., S. 258.

(73) こうしたやり方については、拙稿「近世初頭中部ドイツの農村都市、市場町について」(1)、三田学会雑誌第56巻3号28頁第6表参照。